

参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和二十八年十二月八日(火曜日)午前
十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君

委員

伊能 芳雄君
西郷吉之助君
高橋進太郎君
長谷山行蔵君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
加瀬 完君
加藤 精三君

衆議院議員

國務大臣

郵政大臣

政府委員

自治庁次長

事務局側

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

説明員

國家地方警察

本部事務部長

自治庁財政部長

自治庁財政

部財政課長

柴田 達夫君
後藤 博君
柴田 護君

本日の會議に付した事件
○町村の警察維持に関する責任移移の

時期の特例に関する法律案(衆議院提出)
○昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査の件(報告書に関する件)
○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。

○秋山長造君 この前加藤委員から提案の説明を承わつたのでありますが、もう一歩突っ込んで少しお尋ねしてみたいと思つたので、この法案を出された動機は、やはり最後にくつ付けてある十カ町村の住民投票の結果に基づいて、この特例法をお作りになつたわけですか。

○衆議院議員(加藤精三君) 率直に申上げますが、この法案を出そうという気持ちになりました動機は、衆議院の地方行政委員会の理事會のときに、又こういうものが出て来た、而もその数が十カ町村もある。で、そのうちには是非時期を繰上げたという請願をしてゐるものもある。どうも個々の事件について、その都度特例法を出すというのも、どうも何らか無秩序のようなことであつて望ましくない。まあ住民投票が済んだところで、たつての希望のある町村の場合は、住民投票が済んだら翌月から翌々月ぐらいに、まあ国警に編入ができて、そうして機動的に処理できるようなしたほうが、どうもむしうな、そのほうがいいのではないかと、ううな、そのたびの陳情とか請願とかは煩わしいというううな、軽い気持ちでこういう法案を作る気持ちになつたのでございまして、十カ町村が全部それならば繰上げて実施することを希望してゐるかと、そうでもない、望んでゐるかと、静岡県のごときは、全然来年の四月まで待つていい、全部本年からやりたい、できるだけ早く責任移移をしたいというううな、うに考へてゐる模様でございまして、成るべくこの住民の希望に則しように扱つてやるのが、政治としては本筋であらうし、又同時に殊にこの治安等に關連いたしております警察というううなものは、士氣が緊張してゐるか、緊張してないかが、又同時に治安行政の死活にも關する重要な影響があらうので、そういうふうな扱つてやつたらいよいよやないかというううなことで、まあ理事會で御相談して提案することとをきめたわけでございますので、ありのままに実情を申し上げました次第でございます。

○秋山長造君 この十カ町村お取上げになる場合に、それらの町の自治の内容と申しますか、実情、特にこういう問題が起つて来るのは主として財政的な理由が多かろうと思つたのでありますが、そういう点について十分に御

検討になつたんでしょうか。
○衆議院議員(加藤精三君) その点につきましては、十分に調査はいたしておらないのでございまして、と申しますのは、どうもそういうことに深く立ち入りまして、或いは早く自警をなくして国警にしたほうがいいやうなふうの運動と取られる虞れもありますし、我々は勿論、国警本部といたしまして一切そういうことはしてゐなかつたやうでございまして、まあ自警、国警の問題は永いことでございまして、それ、地方々々で相當な常識もありまして、自警に適するものはそのままの、自警に移管したほうがいいものはそういう輿論が出て来るというううな形になつてゐるんじゃないかと、そう考へてゐる次第であります。

○秋山長造君 この前の十六國會のときにやはり同じやうな問題が出まして、中井委員長並びに加藤委員御出席なさつて、やはり同じやうな形で御説明になつたのです。で、そのときの本委員会からの質問にもありましたし、又御答弁にもあつたと思つたのですが、折角警察法の第四十條の三の第八項という規定が厳として存在するにも拘らず、そのときそのときでございまして、法を次から次へと出して行くという、すでに三回こういう問題が繰返されてゐる。この前の十六國會のときには、まあ大体これが三編目の定の目ということで、もうこれを最後に今後こういう問題は、まあ絶対に扱かわないとおつしやならなかつたと思ひますけれども、併しそういうことはもう殆んど絶対と言つていいくらい今後やらないという衆議院のほうでは委員長報告にもそういうことをおつしやつたように記憶してゐるのでありますが、にも拘らず、又こういう特例が出て参りました、而も非常に今度数が多いので、而も一方におきましては、行政改革本部の案として警察制度の改革という、まあ相當大きな問題を取上げられた。そうしてその内容は、大体自治警、現在の自治警は全部廃止するというやうな案に大きく發展されたやうであります。そこでまあ先ほどの御答弁ではそれへ持つて行くための事前運動というやうな形になつたのは、まあ、このお考へになつたという御答弁なんですけれども、併し我々をして言わしめれば、どうもそういうことに關連づけざるを得ないやうな現在の情勢なんです。それであれこれ考へまして、殆んどこの警察法の条文というものは空文にされてしまつてゐるのじゃないか、事実。それで甚だこの点我々遺憾に考へるのでありますが、その点については恐らく提案者も御同感頂けるのじゃないかと思ひますが、それで更にその問題と關連をいたしまして、一つや二つと違つて、十カ町の自治警の問題ですから、相當これは経費のかかる問題だらうと思つた。それでそういう経費の問題についてどういふやうにお考へになつておられますか。

○衆議院議員(加藤精三君) 只今秋山委員さんからの御意見の通りに、私た

ち衆議院の理事会も考へておつたわけでありまして、これは警察法の一部改正にしたいと思つておつたのでございまして、それでそれ／＼衆議院の法制

合におきましては、内閣総理大臣は承認をいたさないことになつておりますので、その点も併せて御了承願ひたいと考へております。

局その他と連絡をつたのでござい
するが、その研究の途中において、最
近警察法の改正ということが非常にや
かましくなつて、自警、国警の二本建
を一本建にするべきか、それから警察の
制度を改正することによつて何万とい
う行政整理ができるというようなこ
にりましたか。

とがやがましくなつてゐる矢先でござ
いますので、この警察法の一部改正
という言葉を使つと、何万という電報
や何かが乱れ飛んで、必要以上に世間
を刺激するので、とういうやつはむし
ろ特例法というよりな形で出したほう
がよかないかというような気持ちになつ
たのでございまして、そのほか何らの
他意はないのでございします。

それで警察法の四十条の三の第八項ですか、それを改めませんでも、それを改めたと大体近くなるわけでごさいまするが、但しこの法律案の構成におきましては、例えば現にこの十カ町村のうちの実例のある静岡県のごときはどうあつても、この法律が出て、四月一日から移管するのだという気持ちでへりに残るわけですから、そういうやつを併せましても、立派に支弁できるやうであります、併しこの十カ村を全部明年一月一日から移管しようというのではないのでございまして、約このうち半分ぐらいたらうと思ひますので、その経費は十分に支弁ができるのでございします。

おるようでございます。参考人と呼び出した地方当局も、そう言つておりますし、そういう希望しないところは無理に繰上げる必要も何もないのでございまして、又あと財政上の問題がございますけれども、もう今年度は年度途中残り少いのでございまするし、又總理大臣の承認を与えなければ移管にならないのでございますので、財政上の問題のありますときには、即ち国費の剰余予算で支弁できないような場合でございますか、このうち十なくなるという

○伊能芳雄君　そうすると、今手続きした場合に、財政的面から内閣總理大臣が承認をしないというようなことはあり得ない、どう解釈していいのですね。今の具体的問題としてはそういうわけですね。

○衆議院議員(加藤精三君)　若し將來住民投票をやつて、そうして申請して来たような場合も予想しましたが、即ちまだ現在百二十九残つておるのでございませうか、このうち十なくなるという

たしましても、まだ百十九残るわけでございまして、それが全部殺到して来るような場合が理論的に考えられますけれども、そういう場合には内閣総

浦々の国警の警察官の定員というものが、又その人件費も国の予算で賄つておるわけでございます。六万六千人の人員を擁しているという関係もござい

まして、その欠員というものは若干どうしても……。その上六カ月の主任教員というものを警察官の場合には特に育われますものでございますから、常に行われますものは千測して将来どのくらい退職者が出るか、減耗補充をどのくらい見て行くかということを見積

けれども、この前もそういうことだったのですが、一体国警の予算の内容というものについて、どうも弾力性が余りあり過ぎるように思うのですけれども、国警の予算定員、実人員というように点について一つお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(柴田達夫君) 先ほどの御質問で衆議院の加藤委員からのお答えが

りでとつて参らなければなりませんというような関係からすれば、そこで安全に見て参りますと、先ほど加藤さんから答えになりましたように、へりのほうにというように仰せになりましたような欠員というものは、止むを得ざる欠員として出るわけでございます。今の十カ町村ぐらいの、六万六千人ぐらいの中で二百人ぐらいの定員の

ございましたので、又それに関連いたしまして、重ねての御質問に対しましてお答えいたします。先ほど加藤委員からお答えございましたように、人件費については、先ほどの御質問で、この十カ村ぐらゐが申請した場合にどうかというお尋ねでございまして、それが大体国警の既定予算の中で賄えると

欠員というものはどうしても免れがたきものであつて、一―三月の間なら賄うことができるであらう、こういうようなお話を提案者のほうに御説明申上げておりましたものですから、先ほどの御答弁があつたのだらうと思ひます。ただ今回の提案は一般法の形、一般法というとおかしいのですが、ただ

思うというお答え。その程度のものでは確かに特別の予算措置を更に講じなくても行けるものと大体思っております。ただそのお話は、人件費と申しますか、給与費の問題でございまして、給与費自体というのが、先ほど加藤委員からお答えございましたように、どのような省、庁におきましても、若干の欠員というものは、これは免れがたきものだ、国警のほうはいわゆる現業式なものでございまして、全国の津々

一月からという規定ではございませんので、承認がありました際には一月一日から、こういうふうになっておりますので、先ほど加藤さんからお答えがございましたように、各町村が一斉に来るとした場合も理論上はあり得る。そういうことがありまして、常に既定経費の中で賄うわけには参らないのであります。それで一般的にお答え申し上げますと、経費の問題は、既定経費で賄われるということには、今回の提案

としてはむしろならないので、やはり予算措置を要するものについては、予算措置をするということになると思います。その予算措置は、既定経費の中

で欠員で賄えるような儘か場合にはあえて予算措置をしなくてもいいということがあるから、実際問題といたしましても、従来しばしばこの種の具体的な議員提案が国会で成立いたしておりまして、その場合は補正予算によりまして、それらの定員を賄う所要経費

というものは賄つて頂いております。補正予算の機会がございますならば、補正予算によつて賄つて頂いておるのが実情でございます。

それからこれらの町村警察を廃止した場合の定員は、この法律によりまして、又行政機関定員法によりまして、定員外職員として、国警の定員外職員の中に加わるものでございますから、

それは当然国が俸給を支払わなければならぬ職員の数になるわけであります。ただ予算措置を見合わずして、政府が承認を与えて行くということになりますと、予算措置は義務のような感じになりますので、ここに総理大臣の承認ということがございまして、予算措置が可能であるかどうかという見通

しを付けた上で、内閣総理大臣が承認を与えて行くことにいたしましたのであるものと考えるのであります。補正予算等の機関がない場合もあります。そのような場合には、これは勿論予備費によつて賄つて頂くことができますと思ひます。内々でございますが、大蔵省方面にも、この議員提案につきまして私ども連絡いたしましたして内諾を得ておるわけであります。現在ございます程度の町村警察の職員の定員という

の受入態勢、諸般の情勢を調べて、差支えないということがきまりまして、まあ内閣の総務課のほうで承認の書類を整えるという期間といたしまして、

急速に運ばば相当短縮できないこともございませぬが、五日間でもいいと思ひます。

○伊能芳雄君 さつきのお話だと三カ月間の予算が仮に二百七十七人が全部転移するとして九百万円で足りるのですか、そういうようなさつきのお話だつたのですか。

○説明員(柴田達夫君) 二百七十七人の人員のものと仮定いたしましたして、人件費は約九百万円で一月から三月までの間やつて足りません。

○委員長(内村清次君) ほかに御質問ございませぬか。

○石村幸作君 質疑もないように見受けられますから、この辺で質疑を打ち切り、討論採決に入つたら如何でございませぬか。お諮りを願ひます。【賛成】と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) 今石村君から質疑打ち切の動議が出ましたが御異議ございませぬか。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(内村清次君) それでは異議ないものと認めます。

それではこれより町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案につきまして討論に入りたいと思ひますが、御意見のある方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見がございましたら討論中にお述べを願ひます。

○秋山長造君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、本案に遺憾ながら反対をいたさざるを得ないものであります。

その理由をいたしましては、第一に警察法の精神に基いて自治警察が設けられました以上は、政府といたしまして

も、これらに對しては誠心誠意を以てこれを育成強化して行くところの財政的その他諸般の裏付けをなさるべきが当然であると考えます。にもかからず、従来の各既存の自治警察に対する政府のやり方は極めて不十分である。そのために町村が財政的な面からこれを持て余さざるを得ないというやうな窮地に事実上追込まれて、そしてその結果、或いはこういうやうな問題になつて来たのではないかと、この点が考えられるのであります。その場合に、我々はやはり根本まで遡つて自治警察そのものに對する政府の従来の不熱心なやり方を根本的に改めて、そしてそういう問題が起つて来ないやうにすべき責任があると思ひます。にもかからず、そういう点は從來しばしば我々が要望したにもかからず、依然として行われておらぬか。

それから第二は、本件のような特例がすでにこの国会でも三回に亘つて出ている。で、今回が第四回の特例でございまして、このように警察法の条文がはつきりとあるにもかからず、これに對する特例を次々に濫発して行くという事は、法律の建前上極めてこれは面白からざるやり方ではないか。而も現在警察制度の改正の問題を廻りまして、全国的に各自治警察に携つておる人たちは非常に動揺をいたしておる。その矢先に、こういうやうな殆んど法律そのものの改正にも等しいやうな特例法を出しますことは、現在いろいろ困難な事情の中で、警察法の所期の精神を飽くまで堅持いたしまして、自治警察を維持して行こうと努力しております。全国の四百を起るところの各自治警察に對する悪影響は、誠に

我々として寒心に堪えないものがあると思ひます。

第三といたしましては、結局、このやうな処置は、現在政府において内々進められつつありますところのいわゆる警察の中央集権と申しますか、又再び曾つての警察國家的なあり方への中央移行という問題に對して、あたかも次に既成事実を作り上げて行つて、結局、丁度吉田さんの憲法改正の論議と同じやうに、自衛力を積み重ねて行つて、そして戦力の域に達したら憲法改正をする、あれと同じやうな理窟で、結局、この特例を次から次へ積み重ねて行つて、自治警察そのものを立ち行かなくなる。骨抜きにして行つて、そして政府の意圖している中央集権の方向に否応なしに持つて行くというやり方とも我々はとらざるを得ない。大体こういう三つの理由によりまして、遺憾ながら本案に對しては反対をいたすものであります。

○委員長(内村清次君) 他に御発言はございませぬか。

○伊能芳雄君 私はこの法案は、極めて適切な法案だという意味で賛成いたします。

大体これは警察法の根本という問題には何ら触れることはないもので、要するに住民がそういう意思を表明した、ただ手続を、事務的な或いは財政的な措置がでさえすれば、できるだけ早くしてもらいたいというので、もう住民投票が済んだ以上は、当然の要求なんでありまして、その要望を容れて、こういう簡易な手続をしようとするもので、何らこれが強制するような趣旨のものでもないし、又既成事実と申しましても、決してこれは、これがなくて

も、当然或る時期にはやる意思を表明する。住民投票が済んでからのことである。要するに財政的な問題があるから、法律は一定の時期を画しておつたが、そういうことでできる限りは、この特例措置はやるということが、住民の意思に副うものである、こう考える次第であります。警察制度の根本の問題は、これによつてどうというやうな心配をかけるものではないと固く信じておるのであります。この意味から賛成いたします。

○松澤兼人君 この問題につきまして、私どもは根本的に警察法全体の問題として考えなければならぬ問題があると思ひますが、漸次町村における警察維持が財政的な困難を感じて来ているという事実は、十分認められるのであります。併し一方におきましては、警察法を改正して國家地方警察一本にしようというやうな動きも見えておりますし、我々はそれに對して自治警察の維持、及びこの育成ということについて、根本的な考え方を持つておりますので、警察制度を全体として國家警察一本にするということには反対の意向を持つてゐるわけでありまして、且つ又現在問題となつております町村警察維持に関する責任転移の点につきましても、しばしばこれ以上は町村警察維持に関する責任転移をやらなないということを聞いてゐるのであります。が、実際にはだん／＼と責任転移を認める特例が出て参りまして、こういうことであれば、警察制度全体或いは自治警察全体というものに対して、相当根本的に考えなければならぬ事態が生じて来るであらうというこ

とを考え、この問題に對しては私どもは反対しなければならぬ、こう考えるわけでありまして。

○委員長(内村清次君) 他に御意見もないやうでございませぬが、討論は結局したものとして御異議ございませぬか。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案について採決いたします。町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の御手を願ひます。

【賛成者挙手】
○委員長(内村清次君) 多数でございまして、よつて町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案は、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとし、御承認願ひすることに御異議ございませぬか。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條により委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可とせられ

るかたには順次御署名をお願いします。
多数意見者署名

石村 幸作 堀 末治
伊能 芳雄 西郷吉之助
長谷山行蔵 小林 武治
島村 軍次

○委員長(内村清次君) 御署名洩れは
ございせんか。御署名洩れはな
いと認めます。

○委員長(内村清次君) 調査報告書
件につきましてお諮りしたいと思
います。本委員会は地方行政の改革に
関する調査につきまして、今期国会
開会中も種々調査を行なつて参りま
したが、未だ調査を完了するに至つてお
りませんが、会期の終りに当りまし
て、例によつて調査未了報告書を提出
いたしたいと存じます。御異議ござい
せんか。

○委員長(内村清次君) 調査報告書
件につきましてお諮りしたいと思
います。本委員会は地方行政の改革に
関する調査につきまして、今期国会
開会中も種々調査を行なつて参りま
したが、未だ調査を完了するに至つてお
りませんが、会期の終りに当りまし
て、例によつて調査未了報告書を提出
いたしたいと存じます。御異議ござい
せんか。

○委員長(内村清次君) 調査報告書
件につきましてお諮りしたいと思
います。本委員会は地方行政の改革に
関する調査につきまして、今期国会
開会中も種々調査を行なつて参りま
したが、未だ調査を完了するに至つてお
りませんが、会期の終りに当りまし
て、例によつて調査未了報告書を提出
いたしたいと存じます。御異議ござい
せんか。

○委員長(内村清次君) 調査報告書
件につきましてお諮りしたいと思
います。本委員会は地方行政の改革に
関する調査につきまして、今期国会
開会中も種々調査を行なつて参りま
したが、未だ調査を完了するに至つてお
りませんが、会期の終りに当りまし
て、例によつて調査未了報告書を提出
いたしたいと存じます。御異議ござい
せんか。

○委員長(内村清次君) 調査報告書
件につきましてお諮りしたいと思
います。本委員会は地方行政の改革に
関する調査につきまして、今期国会
開会中も種々調査を行なつて参りま
したが、未だ調査を完了するに至つてお
りませんが、会期の終りに当りまし
て、例によつて調査未了報告書を提出
いたしたいと存じます。御異議ござい
せんか。

○委員長(内村清次君) 調査報告書
件につきましてお諮りしたいと思
います。本委員会は地方行政の改革に
関する調査につきまして、今期国会
開会中も種々調査を行なつて参りま
したが、未だ調査を完了するに至つてお
りませんが、会期の終りに当りまし
て、例によつて調査未了報告書を提出
いたしたいと存じます。御異議ござい
せんか。

多数意見者署名

堀 末治 伊能 芳雄
西郷吉之助 高橋進太郎
長谷山行蔵 島村 軍次
秋山 長造 若木 勝蔵
松澤 兼人 加瀬 完

○委員長(内村清次君) 速記をとめて
下さる。

【速記中止】

○委員長(内村清次君) 速記を始めて
下さい。

それではこれで暫時休憩をいたしま
して、午後は一時半から開会いたしま
す。

午前十一時五十七分休憩

午後四時十四分開会
○委員長(内村清次君) 地方行政委員
会を休憩前に引続いて開会いたしま
す。

昭和二十八年度分の地方財政平衡交
付金の単位費用の特例に関する法律案
を議題に供します。

○若木勝蔵君 長官に二、三質問を申
上げたいと思ひます。この単位費用の
特例に関する法律案は、当然これは今
回のベース改訂に關係を持つことにな
るのでありますが、そこで私は諸方副
総理がまだ見えませんので、まあ關係
の一人であるところの長官にお伺いし
たいのでありますが、現在のところこ
の公共企業体方面は、いわゆるこの
一・二五に對して、年末の手当につい
てです。プラス・アルファというよ
うなことが考えられる。殊に、それぞ
れ三公社五現業ですか、その面が妥結
の域に入つたというのを聞いておる
のですが、政府としてはこの國家公務
員の年末手当について今どのように考
えられておるか。この点をお伺いた
したい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは、
仲裁裁定によつた分のものにつつまし
ては、只今御指摘のように大体全
部——まだ残つてゐるのがあるが存じ
ませんが、とにかく私の所管のもので
も、電通、郵政、それから國鉄も本日
お昼頃で妥結いたしましたようでありま
す。妥結の基本的考え方、只今若木
委員が一・二五プラス・アルファとい
うように仰せられましたけれども、そ
ういうような形式では、少くとも私の
所管の二つの郵政及び全通はないので
ございまして、一・二五と、ただ特別
会計及び公社というものは、特別会計
においては予算總則、公社におきまし
ては公社法及び予算總則というものに
よつて、御承知のような弾力案項の規
定がありまして、成績を上げた場合に
考慮するというものになつております
ので、その問題は今後年度末までに成
績が上がるかどうかという、今後の見通
しを睨み合せて話し合ひしよう、こ
ういうことになつておるので、従つて
今の段階におきましては、國家公務員
と、それから公企労法適用職員の
間にはバランスがとれておるといふ考
え方で、私はおりますので、國家公務
員について更に何がしかの手当の措置
をするというところは全く考えておりま
せん。

○若木勝蔵君 今のま塚田長官は郵
政大臣というようにことで仲裁裁定の
ほうに關連を持つておられるのであり
ますが、私の聞いたところによると、
國鉄でも或いは全通方面でも、何かそ
の辺が、プラス・アルファの内容が
○一・五とか何とかがいふところまで
話し合ひが、大体了解がついたというよ
うなことを私聞いておるのであります
が、そうしますと、今の御答弁では全
くさうなことがなく、依然として
一・二五と、それからあとは現業にお
けるところの業績による、大分詰が違
うようございしますが、その辺は何か
含みのあるところはないのでしよう
か。その点を伺いたい

○國務大臣(塚田十一郎君) それは具
体的に申上げますと、郵政の場合には
こういう工合に三項目で妥結をいたし
たのであります。年末に際し一般公務
員と同額の手当を十二月十五日に支給
する。それから第二項といつたしまし
て、年末年始繁忙事務についても適切
なる処置を講ずる、三項としまして、
今後とも両者協力して業績の向上によ
る給与の改善に努めると、こういうよ
うな三項目で妥結をいたしましたので
あります。この第一項は先ほど申上
げました國家公務員と同じ一・二五を
支給するというものであり、第二項は
御承知のように郵政電通共に年末年始
が非常に忙しい、そうしてその忙しい
時期におきましては、当然或いは超勤
或いは休暇を返上して働くという措置
があるのは、これは例年の例としてき
まつておるのでありますから、そのこ
とを申述べましたのであり、

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

○委員長退席、理事石村幸作君委
員長席に着く

ますからして、それは国家公務員と地方公務員との給与は、大体地方公務員の給与は国家公務員に準じてという考え方、本則に則りまして、やはり同じように扱わなくてはならない、こういう考えでいるわけでありませう。

○若木勝蔵君 それで先ず国家公務員の待遇というものに対して、長官は非常に誠意を持っておられることはわかりましたのですが、そこで実際にそうなるのであります。これは地方団体における問題になつて参ります。その財源という問題になつて参ります。それらについては昨年何か五十億の起債などで御心配して下さつたものであります。今回はそれらに對してどういふふうにお考えになつておられますか伺いたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは昨年は起債という方法によつて非常にあとまづかつたのでありまして、本当はそういう措置は給与の面で考えるべきじやないかと思つてあります。ただ昨年の事例を考へて見ますと、国家公務員についても格段の予算措置はしない。ただ起債を繰上げて支給するといふ形で既定予算の枠内でやつたように記憶いたしておりますので、従つて国家公務員の場合にも何らの予算措置をしない。又時期的にも恐らくそういう時期が到来いたしました。予算措置をする時期的なゆとりがないといふことになつて、あいつ措置になつたと思つたのであります。今年も万一若木委員の想像されておられますように、そういう事態が出て来ると、又同じような工合になるのじやないかといふふうな思つておられます。そうすると、又同じような措置を考えなければならぬ羽目になるのじやないかと思つて、私はその意味におきまして、今年は国家公務員も折角公企労法適用職員とバランスがとれてゐるのであるから、そういう措置のないようにと強く考えるわけでありませう。併しまあ仮にそういう結果になつたといひましたならば、やはりそのときにおいて考えられる最大の措置と言へば、同じようなことしか考えられないのじやないか。いづれにしてもこのままの予算措置で突つ放しで放つて置いて、やはり地方で措置ができることは、やはり私も今日勿論地方に對する状況からして考えられませうので、万止むを得なければ、そういうことになるかなと思つてゐる。なお併し、この点は今後仮にそういう事態が発生するといふ徴候が出て参りましたときに、その時期に睨み合せていゝ検討して参りたいと思つてゐるわけでありませう。

○若木勝蔵君 地方公務員の期末手当については大体長官の御意見はわかりましたので、その程度に打ち切りたいと思つてゐます。次に今議案となつております単位費用の特例に關することでありませうが、この件について二、三質問申し上げます。これはまあ長官も御承知の通り、前の国会におきまして私はこのいゝゆる予算の修正に伴ひまして、地方財政計画が、又修正計画があつたわけでありませう。それらに關係して単位費用の改訂が當然行われて来るとも、それで相當の点については長官ともやりとりをやつたわけございませうので、そこで期間がないのでまあ何とかあの法律のままに通過してくれ、私はその場合は反対はしましたけれど、それで結局国会等において、単位費用というものがな法律はどうせこれは要つて参るのでありますから、これについて十分作業をしてみよう、というふうなことでございませうが、あの国会が終つてから、単位費用がどのように變つておるか、この点を伺いたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) この問題につきましては、前国会でしたが、前国会でしたか、いゝ御審議を願つたときに、私も初期の頃お答え申し上げました。それからその時分の考へ方が、少しその後いゝ事務當局とも意見をいゝ打合せてみまして、自分も少し十分了解しておらなかつた点があるといふことで、委員会でお答え申し上げました末期には、大体そのような考へ方でお答えしておつたやうに記憶するのでありますけれども、或いはそういう考へ方が皆さんが十分通じておらなかつたかと思つたのであります。その後の考へ方といひましたは、こゝういふやうに実は考へて單位費用を改訂する措置をいたさなかつたわけでありませう。それはあのときの増額は、あの増額を頭に置いてゐるという配分の方法それから配分した結果といふものを検討してみると、單位費用を要するることなしに、国会の御意思に副つた、あの増額をされた国会の御意思に副つた配分ができるやうな大體状態になるというやうな結論になつたわけであつた。それはどういふことかと申しますと、今の平衡交付金の配分のいゝな方法によりまして配分いたしておられますときに、実は總額の額において配分できる普通平衡交付金の額

と、それからこの積上げて計算をして来た必要額との間に、いつも若干ずつずれがある、丁度その額が約五十億程度のずれであつたわけでありませう。こゝういふずれは、本来は生じないやうが、一番望ましいのでありますけれども、これは細かく積み上げて行きます上において、どうしてもそういうずれの或る程度のものは止むを得ない。従つて今まではそのずれを二つの数字の按分で圧縮して、そうして配分をしておつたわけでありませう。

それからもう一つは、更にその中における給与の額といふものについて検討いたしてみますと、そういう場合に、配分をして行つた場合の配分の数字から出て来る給与総額といふものと、財政計画の上で考へておりました給与総額といふものにもやはりずれがある。それは財政計画の上では、財政計画を、御承知のやうな方法で或る年次を基準にして、逐次繰上げて、いつでもその結果の数字を出しておつたわけでありませう。その数字よりもいゝも上廻つておつた。それは実は財政計画を立てます場合の給与は、国家公務員とのバランスをとつて、或る理想の線でいゝつも計上して来た。ところが現実には地方は確かに高く払われておる、そういうやうな事情がありませうのですから、むしろそういう現実の状態に配分が合ふやうに、実は單位費用の上に若干そういう考慮が加わつておつて、そうして今申上げるやうな財政計画上の給与費と、それからして全體配分した場合に出て来る給与費の總額の間にずれがある、それで總額の上において大体それだけのずれがあつて、そこへ丁度五十億が埋まるやうに

なり、そして單位費用を改訂しないて出して行つてみても、大體国会のお考へになる、給与にこれくらい充てらるべきであるといふお考へが、むしろ財政計画上の数字が五十億プラスになることによつて、国会の御意思に副つたやうな恰好になるといふことで、この場合には單位費用の変更をしないといひではないか、單位費用を変更するといふことになると、それだけ金額が殖えたのでありますから、同時に單位費用が上る、上ると又新しい平衡交付金總額、財政計画から出て来る總額と現実とに積上げた總額との間に又ずれが出て、これは圧縮しなければならぬ、そういうことになるので、さういふやうないゝな事情を考慮し、もう一つあのときの増額は、今度のやうに特にこゝういふ給与改訂がある、給与改訂のずれは、これだけであるといふやうな直接の原因はなくて、全體として給与が足りないだらうといふ考へ方から増額になつた、さういふやうないゝな事情を考へまして、あのときは実は單位費用を改訂することなしに行つたが国会の増額になつた気持ちに合致するのじやないかといふ考へ方で改訂をしないかつた、又しないでおく、こゝういふ結論に到達したわけでありませう。

○若木勝蔵君 大体今、しなかつた理由がわかりました。そこで私のお聞きしたい点は、さういふやうに考へてみれば、結論としてみるといふと、單位費用をこゝういふやうなものに決定するといふことは必要である、こゝういふことも極端に言へば言える。ですからどちらかといふと、更に極端に持つていつたらよさうなものだ、

政府のやつた仕事は、如何に国会の趣旨に合うようにやつたとしても、この法律に基いたその根底に立つた一つの作業でなしに、これは便法であつて、而もこれはするべく言つたら法律違反にならないか、こういうふうに考へるのですが、その点どうですか。

○国務大臣(堀田十一郎君) これはさつき理由として最後に申し上げました要するに直接に予算増額をなさる、その裏面に今度のような給与改訂、而も一月からしてどれだけ上げるといふようになつた場合には、これはどうしてもそれに従つて上げなければならぬわけでありまして、そういう特殊な事情がなくて、ただ一般的に給与財源が足りないうちの場合には、さつき申し上げましたように、このずれがあるといふことを法律も予定をいたしまして、これはどうしても今の配分の方法から行きますとすれば、止むを得ない最小限の数字といふものが出て来るわけでありまして、そういうときには、これを調整をするように、平衡交付金法十二条にしたかに調整するようにということになつております。ですからして、それが調整しないですむというようになれば、その意味においては別に単位費用を改訂するという措置をしないでもいいのじやないか。なお法的には私も十分検討しておりますが、そういう場合にそのような措置をするのとに平衡交付金上支障がないということでありまして、なお、詳細のことは法的のものは次長からお答え申し上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今大臣が申し上げましたことで、それで特に補足申上げることはいません。

第三部 地方行政委員会會議録第四号 昭和二十八年十二月八日【参議院】

○若木勝蔵君 そうしますと、我々はいろ／＼な点から単位費用について法定化されることについては、相当これは信を置いておつた。だけれどそういうずれといふようなことから、余りこれは信用にならないものだ、そういうふうなことも又考へ得るものであります。が、一体そのずれといふのは、どのくらいのものであります。相当の開きになつたら、これは問題だと思つてす。そのへん次長からでも一つお伺いしたいと思つておる。

○政府委員(鈴木俊一君) 大臣が先ほど来申し上げましたように、この問題は財政計画の面と単位費用の面、要するに配分の面と両方あるわけでありまして、五十億の増によりまして、それを給与単価の財政計画算定上の基礎の上におきましては、五十億そのほかにプラス節約額の四十八億を合せました九十八億を以ちまして従来財政計画を基礎にしておりました給与単価を正としたのであります。今回のベース・アップはその正された単価を基礎にいたしまして、ベース・アップを弾き出しておるのであります。その所要額を大蔵省に要求して出しておるわけでありまして、従つて五十億増加せられたといふことは、そういう面においてはつきり今後の給与の改善の姿は現わしてゐるわけでありまして、ただそういう財政計画と、それから現実の単位費用、それを積み上げましたところの基準財政需要額における給与費総額との間に開きがあつたものでありますから、それでむしろ単位費用を積み上げました給与費総額といふものは、給与といふような事務的な経費については、実際の実情をやはり最も反映し

なければならぬ、弾力性のない経費でありますから、極力単位費用の上に現実に対応するような含みを持たせる。ほかのほうの費目に若干圧縮を加えても、給与関係は単位費用においては特によく見て行く。その関係は例へば義務教育費半額国庫負担制度が本年から実施されたわけでありまして、その際の財政計画から考へて見ても、実際の関係は十億ぐらいの開きで、これは実際の実情に反映しておつたようでありまして、従つてそういう点から考へますと、給与費につきましては、実際の実情に相当反映しておるようになつておるのであります。そういうふうな考へて参りますと、問題は財政計画のほうで実情に即してなかつたといふわけでありまして、従来平衡交付金の線から積み上げて参りました算定をいたしましたものと、現実の積み上げました結果出て参りますいゝゆる交付基準額、基準財政収入額と基準財政需要額との差額の財源不足額といふものは、大体総額の三、四割ぐらいであります。大体例年四、五十億のものが出来て来ておるのであります。本年も去る八月決定をいたしましたものから申しますと、約四十四億の開きがあつたのであります。それと今回の関係の五十億の増額によつて埋めるといふ結果になるわけでございます。若しそれを埋めなければ、先ほど大臣が御説明申上げましたように単位費用を殖やして、それだけやりまして、結局又その四、五十億といふようなものの開きが出て来ますので、これはだん／＼と改善をして参りまして、基準財政収入或いは基準財政需要の資料の算定が、本當に

なければならぬ、弾力性のない経費でありますから、極力単位費用の上に現実に対応するような含みを持たせる。ほかのほうの費目に若干圧縮を加えても、給与関係は単位費用においては特によく見て行く。その関係は例へば義務教育費半額国庫負担制度が本年から実施されたわけでありまして、その際の財政計画から考へて見ても、実際の関係は十億ぐらいの開きで、これは実際の実情に反映しておつたようでありまして、従つてそういう点から考へますと、給与費につきましては、実際の実情に相当反映しておるようになつておるのであります。そういうふうな考へて参りますと、問題は財政計画のほうで実情に即してなかつたといふわけでありまして、従来平衡交付金の線から積み上げて参りました算定をいたしましたものと、現実の積み上げました結果出て参りますいゝゆる交付基準額、基準財政収入額と基準財政需要額との差額の財源不足額といふものは、大体総額の三、四割ぐらいであります。大体例年四、五十億のものが出来て来ておるのであります。本年も去る八月決定をいたしましたものから申しますと、約四十四億の開きがあつたのであります。それと今回の関係の五十億の増額によつて埋めるといふ結果になるわけでございます。若しそれを埋めなければ、先ほど大臣が御説明申上げましたように単位費用を殖やして、それだけやりまして、結局又その四、五十億といふようなものの開きが出て来ますので、これはだん／＼と改善をして参りまして、基準財政収入或いは基準財政需要の資料の算定が、本當に

○若木勝蔵君 そこが私は非常に重大な問題だと思つておる。我々は地方に帰りますといふと、これは公式のことを言つておるのですが、結局平衡交付金といふものは、単位費用を基準にしておる、そして基準財政収入とそれから需要との関係からこれを出すのだ。これは地方の人は一般にそう考へておる。ところが現実においては、それよりもむしろ財政計画という方面が考へられて、そして本當に法的な基礎に立つておらないといふやうな形になつてしまふのです。便宜的に処理されてしまふ。これは私は国家のいゝゆる予算の上から縛られる一つの弊害ではないかと思つておる。この点については今後においても、十分一つ地方でも一般でも考へられてゐる法的な立場に立つて、確かに単位費用から割出して積み上げたものが平衡交付金になるのだといふやうな工合にゆかなければ、この平衡交付金の定め方或いは配分に対しては信をおかなくなつて来る。この点は私は大事な点だと思つて、十分これについて御研究頂きたい。それで

なければ、いつでも便宜的に取扱われちゃう。そこでこれに関連してお伺いしたいのは、それでは今回のベース・アップの場合においては、何を一体基準にして上昇率をかけていつたか。今度のこゝへ出ておる単位費用を決定する場合、何を、というのは当初の、この前の国会に提案されたあの単位費用をここに出して来たか。それから五十億の増額の財政計画の修正によつて、それを加味したものの上に立つておるのか、その点を伺いたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 五十億につきましては、特に新規なる財政需要が生じたわけではないのであります。従つて財政需要を測定いたしますところの単位費用といふものは特に改訂をいたさなかつたのであります。併し今回は期末手当の〇・五の増額、ベース・アップ、又高等学校教員関係の三本建の所要経費、こういう関係の新規財政需要が生じて参つたものでありますから、そこで個々の単位費用を算定いたします基礎でありますところの標準団体或いは標準施設の見積りを、それぞれそのベース・アップなり、期末手当の増額なり、或いは給与三本建の措置に即した増額の措置をいたしまして、それから弾き出して単位費用の増といふものが出て来たわけでありまして、これは御承知のごとく、都道府県の場合には人口百七十万の団体を想定をして、それを標準団体として、それを基準にして考へておるし、又市町村につきましては人口十万といふ団体を標準にして考へておる。それから学校につきましては、それ／＼標準的な規模の学校、例えば全国平均

なければ、いつでも便宜的に取扱われちゃう。そこでこれに関連してお伺いしたいのは、それでは今回のベース・アップの場合においては、何を一体基準にして上昇率をかけていつたか。今度のこゝへ出ておる単位費用を決定する場合、何を、というのは当初の、この前の国会に提案されたあの単位費用をここに出して来たか。それから五十億の増額の財政計画の修正によつて、それを加味したものの上に立つておるのか、その点を伺いたい。

規模の高等学校というものは、校長のほかに職員が何人、教諭が何人、何級のものがある、それは新俸給表を当てはめるとどれだけのベース・アップになるか、こういうことを一つ／＼算定をいたしまして、それを標準施設の規模にしておるわけでありませう。そういうものから総体の単位費用を弾き出して、かけておるわけでございます。今回はそういう新しい財政需要を全部みてるわけでありませう。

○若木勝蔵君 どうもそこが私によくわからないのです。丁度逆算して来るように考えられるのです。結局それでは今度の単位費用が前の単位費用と変つて来た点は、小学校の児童一人当たり千六百三十六円ですか、これのどこにき出される実際の計算方法について、大体何に何％かけてこうなつたというところだけでいいのです。細かいことは要らんから……。

○説明員(柴田護君) お手許に差上げてあります「各行政項目別単位費用算定基礎」これの二十一頁を開いて頂きます。小学校費を例にとつて御説明申し上げます。小学校費につきまして、今までは標準施設規模といたしまして、児童数、学級数、教職員数というものを算出しておりますが、児童数が五百四十人、学級数が十二学級、一学級当りの児童数を四十五人、これに要します教職員数を十六人と想定いたしました。それには校長が一人、教諭が十二人、それから養護教諭その他の者が二人、事務職員一人で、十六人というものがおるものと想定いたします。この想定に基づきまして、職員の数別でございますが、これに基づきましてそれぞれ、今ちよつと手許に資料を持ってお

りませんが、校長は何級、教諭は何級というように、それ／＼配置いたします。この校長以下十六人の職員が、校長は十三級なら十三級、教諭につきましては十級の職員が何人、七級の職員が何人、六級の職員が何人というように、それ／＼配置をきめます。このきめます場合は、大体全国平均いたしまして、全国の平均規模に近い団体を取つて来まして、それを参酌しまして、平均というものを考えておるわけでございます。これは現在のこの改訂いたします前の単位費用として昔からやつておることではあります。それらの職員の級別に際しまして、それ／＼国家公務員の給与に関する法律に定められております号俸を適用いたします。そして所要の経費を出しまして、その所要の経費に基づきまして、この裏のページに書いてありますが、測定単位を児童数と学級数と学校数に分けておるわけでございます。それから、総額を弾きまして、それを児童、学級、学校数に分けて、それから給与財源であります。国庫支出金なり雑収入を差引きまして、残りが、所要の地方団体が負担すべき独立財源の額になるわけでございます。

「理事石村幸作君退席、委員長着席」
この出ました額を、児童数につきましては標準算として想定しております。児童数の五百四十八人で除し、又学級数を測定単位にいたしますものにつきましては十二で除し、学校数を測定単位にしておりますものは、そのままだけであります。今回ベース・アップされました場合におきましては、その教職

員のそれ／＼の標準算の職員配置によつて職員の配置がきまつております。その職員別にそれ／＼三カ月分ベース・アップ率を乗じまして、つまり国家公務員の給与に関する法律に定められております改訂された単位によりまして、そしてそれ／＼の必要額を出すわけでありませう。それから測定単位の数値で出しましたものがその2の単位費用算定基礎の最後に出ております単位費用B分のAと書いてあります。そこで改訂前の数値と改訂後の数値がここに現われて来るわけでありませう。地方財政平衡交付金をすでに昭和二十八年度分については一応決定したのであります。八月三十一日に決定いたしましたときは、改訂前の数値を使つたものであります。このたびは改訂後の数値を使ひまして、すでに決定された俸給の額に変更を加えるということになりませう。言い換へますならば、改訂後の数値を使ひまして算定をもう一遍やり直さう。そして出て来た額を積上げて、基準財政需要額の総額を弾き出しまして、片方を基準財政収入を弾き出す。基準財政収入を弾き出す場合におきましては、今回自然増収に見ました租税収入の増を見るわけでありませう。その両者の差額が交付金となつて出ております。それと、すでに八月末に決定いたしましたものを引いたものが追加額として交付される、このような段取りになるのであります。

○若木勝蔵君 そこで二十二頁の表について伺いたいのでありますが、単位費用B分のA改訂前というのは、これは児童数だけについてであらうと見ま

○説明員(後藤博君) これは間違つております。学級数……。

○若木勝蔵君 学級数と児童数とひつくり返つておるのです。そうです。

○説明員(後藤博君) そうです。

○若木勝蔵君 そこで今回の教育費の単位費用のところは千六百三十六円になつておるでしょう、この法案には、そうすると千六百三十六円というものは児童一人についてというところに該当するのじゃないですか。

○説明員(柴田護君) そうでございます。

○若木勝蔵君 そうすると、前の国会において示されたものはその上の千五百六十二円なんですよ。

○説明員(柴田護君) そうです。

○若木勝蔵君 そうすると、これはやはり児童の分になるわけだ。十二と五百四十だけが違つておるのじゃないですか。

○説明員(柴田護君) そうです。

○若木勝蔵君 それでわかつた。今の御説明で大体わかつたが、千五百六十二円が国会終了後五十億の増によつて何ばになつたのですか。

○説明員(柴田護君) 国会終了後の五十億につきましては、先ほど長官並びに次官から御説明申し上げましたように、単位費用を要しておりませう。従つて千五百六十二円が八月三十一日に本決定を了したのでございます。今回は……。

○若木勝蔵君 これを要してないわけなんだね。

○説明員(柴田護君) そうでございます。今回は従いまして期末手当の増額分とそれから給与改訂というものを積

算の基礎に入れます。総額を出しまして、それを標準団体の測定単位の数値である十二で除しますと千六百三十六円になつて参ります。

○若木勝蔵君 そうすると、先ほどの長官のほう、或いは次官の説明によるという、千五百六十二円というものは殆んど変更を要しなかつたということになるわけですね。そういうことになりませう。そこが一体どういうふうになつておるのか僕らにはわからない。

○説明員(柴田護君) 改訂前の数値を使ひまして、千五百六十二円の教育費で申上げますと、この児童数を使ひましたものにつきましては、児童一人当たり千五百六十二円の数値を使つて、その他のものにつきましてはそれ／＼改訂前の数値を使ひまして積算いたします。本日お手許に差上げたと思ひますが、昭和二十八年地方財政平衡交付金の総額を千二百五十億円とした場合と千三百億円とした場合における普通交付金額の比較に関する調というものがございませう。これの若し五十億円増額されませんでした場合の千二百五十億円積算いたしますと、その交付金総額の千二百五十億円と書いてあります。この参考の(1)と書いてあります「交付金総額千二百五十億円の場合」という、この表を見て頂きたいのでございませう。その表に現われております基準財政需要額の総額は二千五百一十一億五千七百五十八万七千円ということに相成つて来るわけでありませう。従ひまして基準財政収入額の総額の千三百十七億円との差額がAマイナスBの欄に書かれておるわけでございます。普通交付金の総額は千二百五十億円の百分の九十でございますので、普

算の基礎に入れます。総額を出しまして、それを標準団体の測定単位の数値である十二で除しますと千六百三十六円になつて参ります。

○若木勝蔵君 そうすると、先ほどの長官のほう、或いは次官の説明によるという、千五百六十二円というものは殆んど変更を要しなかつたということになるわけですね。そういうことになりませう。そこが一体どういうふうになつておるのか僕らにはわからない。

○説明員(柴田護君) 改訂前の数値を使ひまして、千五百六十二円の教育費で申上げますと、この児童数を使ひましたものにつきましては、児童一人当たり千五百六十二円の数値を使つて、その他のものにつきましてはそれ／＼改訂前の数値を使ひまして積算いたします。本日お手許に差上げたと思ひますが、昭和二十八年地方財政平衡交付金の総額を千二百五十億円とした場合と千三百億円とした場合における普通交付金額の比較に関する調というものがございませう。これの若し五十億円増額されませんでした場合の千二百五十億円積算いたしますと、その交付金総額の千二百五十億円と書いてあります。この参考の(1)と書いてあります「交付金総額千二百五十億円の場合」という、この表を見て頂きたいのでございませう。その表に現われております基準財政需要額の総額は二千五百一十一億五千七百五十八万七千円ということに相成つて来るわけでありませう。従ひまして基準財政収入額の総額の千三百十七億円との差額がAマイナスBの欄に書かれておるわけでございます。普通交付金の総額は千二百五十億円の百分の九十でございますので、普

通交付金として交付すべき総額というものは千五百五十億円になります。そうすると、千五百五十億円と交付金額というべき千九百九十四億円の間に約四百四十億円の差が分るわけですね。

この場合におきまして地方財政平衡交付金の第十條の第二号によりまして、交付基準額が普通通交付金の総額を超過する場合におきましては調整率を乗じるといふことに相成つておるのであります。従いましてその下に調整率の計算をいたしておりますが、法の定めるところによりまして調整率を計算いたしますと、調整率は一・七％になるわけでありまして、一・七％だけ基準財政需要額を圧縮する、こういうことになるわけでありまして、そうして、若しも千二百五十億円が交付金総額であつたといひますと、そこに調整率を乗じまして四十四億程度の基準財政需要額を圧縮して交付金を交付するということになるわけでございます。

ところで、今申し上げました参考(1)の表の上の表でございまして、上の表の交付金総額千三百億円の、この場合の交付金額が、これが千九百九十四億円になつて参ります。千三百億円の、この場合の普通通交付金総額は千九百九十六億円になるわけでございますが、この額と大体合つて、従つて千九百九十四億円を交付金額といひまして交付金を配付いたしまして、調整率を適用せずに済んだというわけになるわけでございます。言い換へますと、改訂前の単位費用の中には正當なと申しますか、正しい姿におきまして給与関係経費を繰込んで単位費用といふものが算定されます。ところが財政計画の算定上におきましては、その間

に五十億程度のずれがあつたというところが見られたと思ひます。こういう場合には考える次第であります。

○若木勝蔵君 大体わかつたようだけれども、なか／＼複雑でわかりかねるところがいろいろありますが、まあこれはこの程度にしておきます。それ以上議論をやつてみてもや／＼して究極がわからんから、聞いても、まあ数字の上でござまされると言つてはおかしいが、(笑聲)そういうふうなことになるのではないかと思ふので……。

○國務大臣(塚田一郎君) 若木さん、そこをさへするといふようなことは絶対に考へておりません。(笑聲)

○若木勝蔵君 まあ一応私の質問はその程度にいたしておきます。他に又関連質問でも……。

○島村軍次君 真接の関係ではありませんが、来年度の予算編成に關して地方財政平衡交付金の算定は、大体今回の補正に考へられたことを基準にしてお考へになつておるかどうかというところが一つ。

それからもう一つは、中央では行政整理の問題が相當論議の中心になつて、本日の新聞によりまして、内閣委員会で堀田長官が御発言になつて、或る程度まで具体的な方法を御発表になつておるようでありまして、地方の自治団体に対しての考へ方についてアウ・ラインがわかつておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 来年度の地方財政の規模、従つて平衡交付金などのくらしい必要になるかというところは、私もまだ決定的な確な数字を弾き出してないのではありません。ただ一応今はつきりいたしておりますのは、今回のベース・アップの関係で、来年度

におきまして、約二百五十億程度の、これはまあ當然に殖える。ただ地方制度の改革というふうなことに関連をいたしまして、行政規模の圧縮というふうなことが行われますれば、それがそのままネット増というふうになりますか、併し今日を以て予測いたしますならば、この給与費の増というものはこれは明らかであります。それから、これは災害関係の経費でございますが、これは本年度二割施行という建前で予算を計上いたしたわけでありまして、来年はそれと近距離施行というふうなことになる年次でございまして、そういう關係で地方負担が殖えて参る、これも大体予測できるものであります。

その他は国の公共事業の規模が本年に比較してどの程度殖えるかという問題に歸着すると思ふのであります。それらの点からどの程度の規模になりますか、推測いたして、いたし得ないこともございませぬけれども、今少しこれは数字を的確に把握いたしました上ででありまして、それ以上の数字をここで申上げるとは困難かと考へております。

それから第二番目の御質問はどういう御趣旨でございませうか。

○島村軍次君 地方の行政整理……。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方の行政整理というお話でございまして、これはまあ国の行政改革と地方制度の改革というものは関連するものだと考へております。殊にこの両者が何と言ひますか、相交つておるような仕事の種類もございまして、その辺のことにつきましては、国と併行的に考へなければならぬと思ひますが、大

体地方制度調査会の答申の線に沿ひまして、地方制度全体の改革を考へておるのであります。あの中のある部分だけを取るといふふうなことになりますと、非常にちぐはぐのことになります。その中で、私もいたしましては、あの地方制度改革の全体を一つの案として採用することができれば、これはやはり地方自治のために国全体のためにもいいのではないかと考へておるのであります。行政整理の点につきましては、その地方制度調査会の答申の中にも触れておる点がございまして、さういふ程度におきまして、改革を考へたらどうかというふうに考へておる次第であります。

○島村軍次君 今御説明になつたうちで、今回のベース・アップによつて来年度においては二百五十億を増額すると、それから予想し得るものでは災害関係だといふことでしたが、これのおよその金額は、例えば三・五・二という予定を以てやるといたしまして、概算幾らをするかということが一つ。

それから、地方制度調査会の答申、全体の案としてまいらう／＼論議が交されておるようでありまして、これによる財政需要といひますか、財源、両方合せてどれだけの増減を来す予定になつておられますか。今回のまあ予算審議にも関係のあることでありますので、アウ・ラインだけを一つ御説明願ひたい。

○説明員(後藤博君) 第一点の災害関係の予測であります。仮に五割をやるといたしますと、約八百億から八百五十億くらいになります。これはこの前の第一次補正予算の際の査定額は多

少要つておるようでありまして、その後増加をしておる果がございまして、はつきりした数字は申上げられないのですが、八百億から八百五十億くらいではないか、かように考へております。

第二の点はちよつとわかりかねたのでございまして……。

○島村軍次君 八百五十億に対して地方負担が幾ら殖えるかというところ……。

○説明員(後藤博君) 大体地方負担は一割五分くらいに考へております。

○島村軍次君 それから第二の点は、地方制度調査会の答申の案の全体を勘案してといふことでしたが、その財政負担が地方にどう影響するかということ。金額的にです。概算……。

○説明員(柴田護君) 現在地方制度調査会の答申をして来た場合に、どれくらいになるかといふことは、実は今積算中であるといふことは、現在まだお答え申上げるほど数字的にまとまつておりません。先ほど来部長が申上げました数字は、現行制度を基礎にした場合の数字でございまして……。

○島村軍次君 一応これだけにしておきます。

○加瀬亮君 平衡交付金の単位費用の問題と、それから給与改訂と併せてお伺ひいたします。一つは基準財政需要額の計算において、この単位費用の計算に基いて計算されたものが、そのまゝ認められるか。これが一つ。

二番目は単位費用の出方は平均規模を抑えておりますから、被交付団体の実情とは必ずしも一致しない。そこで職員給与の場合等において相当の凸凹が各被交付団体の間においてあると

思うけれども、こういった点はどうか。

第三点は、今度の改訂される単位費用で計算されたものの総計が、給与改訂に伴う交付金の七十六億にびつたり当てはまるかどうか、この三点。

○説明員(柴田護君) 非常に事務的な御質問でありますので私からお答え申し上げます。

第一点の基準財政需要額の総額がそのまゝ、この単位費用によつて積算された額がそのまま基準財政需要額と認められるかどうか、恐らくは調整率を適用する余地があるのかないかという御質問であるかと思ひますけれども。

○加瀬元君 甚だしく調整率を適用することはないが、基準として飽くまでこの計算によつて打出されたものを認めて行くか。

○説明員(柴田護君) 法律の建前は飽くまでもこの単位費用によつて積算いたしました基本財政需要額をそのまま認めるのが趣旨でございます。ただ若干誤差が生じた場合におきましては、調整率を適用されないというのが、法律が予想しておるところであります。今回七十六億につきましてあらか

たの積算をやつてみますと、大体改訂後の単位費用を使つた基準財政需要額の総額というのは、七十六億の交付金が増加された場合に十分間に合ふ。調整率を適用しない限りというように大体考えております。

それから第二の平均規模を抑えておるから、現実に違ふじやないかという御質問でございますが、御質問の通りでございますが、これは現在はそのきめてあります、来年からは法律で書かなければならぬと思つたわけでござ

います。それ、測定の単位を補正すると同時に、補正をいたします理由は、御質問の団体等によりましていろいろ事情が違ふ、その実情に合致いたしますような算定をいたしましたために、測定単位費用の数値に対して補正係数を掛けるわけでございます。大きく申しまして大要種別補正、密度補正、態容補正等の大体四つの補正方式がございまして、その補正方式を使つてそれらの割増或いは割減をいたしまして、各団体の基準財政需要額の測定単位の数値を出したわけでござい

ますが、それ、測定単位の数値を補正すると同時に、補正をいたします理由は、御質問の団体等によりましていろいろ事情が違ふ、その実情に合致いたしますような算定をいたしましたために、測定単位費用の数値に対して補正係数を掛けるわけでございます。大きく申しまして大要種別補正、密度補正、態容補正等の大体四つの補正方式がございまして、その補正方式を使つてそれらの割増或いは割減をいたしまして、各団体の基準財政需要額の測定単位の数値を出したわけでござい

ます。その数値を単位費用に乘じまして各団体の基準財政需要額を出し、従つてこの補正の仕方が必ずしも実情に合致しない、補正係数のあり方が実情にびつたりと合つておるかどうかということには問題がないとは申上げません。これは併し技術的に漸次改善されて参るものであると考えまして、我々も努力いたしておるわけでござい

ますが、大体、あるべき姿としての所要経費というのは、補正係数を除くことによつてだけ、十分尽されておるのじやないかというふうに考えております。

第三の御質問は……

○加瀬元君 第三は第一で答えてくれましたからわかりました。もう一つお伺いしたいのですが、平衡交付金の単位費用の改訂の率と、それから給与改訂の上昇率と関係があるかどうか。

○説明員(柴田護君) 基準財政需要額を弾きます基礎になります単位費用を改訂いたします場合には、今回は給与改訂関係経費だけを加えたのでありますが、その場合には、国家公務員の給与に關する法律に基きます改訂後の給与単価を、標準団体として予想されて

おります団体について、各職員別にそれ、適用をいたします。そういういたしまして、所要額の増額を出すわけでございまして、単位費用の積算の基礎には国家公務員の給与の切換え率を基準にして弾いておるということが言えるわけであります。一方財政計画上の給与単価につきましては、国家公務員の級号俸、即ち旧級号俸と新しい改訂後の級号俸とに各率を乗じまして、この平均の増加率と申しますか、各率と申しますか、それを乗じて、人員に乘じて積算いたしておるわけでござい

ますから、両者はほぼ同じような方法によつておる。ただその基準財政需要額の単位費用であります測定の基礎にもつと個別に計算しておる。財政計画を弾き出します場合には非常に平均的なものにとつて来ておる。その辺に若干の誤差が生ずるものになるのでありまして、本當を申上げますと、そういう建前は各地方団体毎に、それ、基準財政需要額と基準財政収入額を算定いたしまして、その差額を交付金として出そうというのが、この建前でございますが、現在は交付金の測定、算定方法にまだ改善の余地があります等理由によりまして、便宜

財政計画を弾きまして所要額を出す、財政計画において所要額を出し、それから必要な収入を引き、超過団体の平衡交付金において考えなくともいいものを増減いたしまして、平衡交付金の額を算出しておるわけでござい

ます。若し将来技術が進みまして、法律の要求しておりますような恰好で交付金の増減を積算いたしますならば、この間のずれはなくなるということが言えるわけでござい

○加瀬元君 今度の単位費用の改訂がベース・アップ分と期末手当等の分に當るのだという説明はよくわかりましたが、これは今度の問題だけではありませんが、この単位費用の、特に給与に關する単位費用の計算で、一年の定期昇給分というものを何%に見て、それを含めておるか。給与関係では定期昇給といふものがあるですね。そこでこの積算基礎になる単位費用の中に一体定期昇給の率というものを何%に見ておるのか。

○説明員(柴田護君) 大体四%だつたと思つております。

○若木勝藏君 関連質問です。今度のこの単位費用を決定する場合において重要なことは、今加瀬君から質問がありました。給与単価の問題であると思つた。それで給与単価をこのベース改訂以前においてどう見たか、それに対して上昇率を何%に見たかという問題になつて来る。それで改訂前の給与単価について私は自治庁と或いは文部省の間に相当の違いがあるのじやないかと思ふ。先ずそれに関しまして、ここに自治庁から出された資料がありますから、これは非常にいい資料だと思ひますが、この説明を願ひたいと思ひます。「昭和二十八年度地方財政計画の基本給単価」と云々とい

う……

○説明員(柴田護君) お手許に出しました「昭和二十八年度地方財政計画の基本給単価」と、同二十六年十月の給与改訂に際し、本俸単価の調整を行なかつた場合との基本給の比較に關する調、これの表について御説明申し上げます。

基本給単価の比較を本俸と基本給について、そこに比較しておるわけでござい

ます。改訂前と申しますのは、一月一日から行ふことを予想されておりますベース・アップを行ふ前のいわゆる現行の単価でございます。調整を加えた単価と申しますのは、これは二十六年の十月において地方公務員が国家公務員に比して三百四十八円高く、市町村の一般職員、警察消防職員が五百七十六円高いということが、まあ言われておつたのでありますが、その調整を加えましたこの調整額を、調整を行なつた場合、つまり当時の予算の積算、地方財政計画上の単価に對しまして、それだけのものを差引きましたものを基礎にして、その後において行な

いて行きますと、改訂前は道府県の一級職員が一万二千二百二十九円になる。ところが調整を加えなかつたもの、つまりその当時の国家公務員の単価、本俸に對しまして高いとされた三百四十八円を加へまして、そしてその後のベース・アップを勘定に入れて参りますと一万七千七百七十五円になる。そこでつまり改訂前におきましては、比較いたしますと、本俸におきまして道府県一般職員は五百四十六円の差が出て来る。改訂後におきましては、一月から又ベース・アップがあるわけでござい

ますから、六百二十九円の単価になつて来る。六百二十九円の単価の開きが出て参る。市町村につきましても同様な一般の警察消防職員におきまして、改訂前におきまして七百十六円、改訂後におきまして八百二十三円、つまり二十六年十月におきまして道府県におきまして三百四十八円、市町村にお

いて、そこに比較しておるわけでござい

ます。改訂前と申しますのは、一月一日から行ふことを予想されておりますベース・アップを行ふ前のいわゆる現行の単価でございます。調整を加えた単価と申しますのは、これは二十六年の十月において地方公務員が国家公務員に比して三百四十八円高く、市町村の一般職員、警察消防職員が五百七十六円高いということが、まあ言われておつたのでありますが、その調整を加えましたこの調整額を、調整を行なつた場合、つまり当時の予算の積算、地方財政計画上の単価に對しまして、それだけのものを差引きましたものを基礎にして、その後において行な

いて行きますと、改訂前は道府県の一級職員が一万二千二百二十九円になる。ところが調整を加えなかつたもの、つまりその当時の国家公務員の単価、本俸に對しまして高いとされた三百四十八円を加へまして、そしてその後のベース・アップを勘定に入れて参りますと一万七千七百七十五円になる。そこでつまり改訂前におきましては、比較いたしますと、本俸におきまして道府県一般職員は五百四十六円の差が出て来る。改訂後におきましては、一月から又ベース・アップがあるわけでござい

ますから、六百二十九円の単価になつて来る。六百二十九円の単価の開きが出て参る。市町村につきましても同様な一般の警察消防職員におきまして、改訂前におきまして七百十六円、改訂後におきまして八百二十三円、つまり二十六年十月におきまして道府県におきまして三百四十八円、市町村にお

いて、そこに比較しておるわけでござい

ます。改訂前と申しますのは、一月一日から行ふことを予想されておりますベース・アップを行ふ前のいわゆる現行の単価でございます。調整を加えた単価と申しますのは、これは二十六年の十月において地方公務員が国家公務員に比して三百四十八円高く、市町村の一般職員、警察消防職員が五百七十六円高いということが、まあ言われておつたのでありますが、その調整を加えましたこの調整額を、調整を行なつた場合、つまり当時の予算の積算、地方財政計画上の単価に對しまして、それだけのものを差引きましたものを基礎にして、その後において行な

いて行きますと、改訂前は道府県の一級職員が一万二千二百二十九円になる。ところが調整を加えなかつたもの、つまりその当時の国家公務員の単価、本俸に對しまして高いとされた三百四十八円を加へまして、そしてその後のベース・アップを勘定に入れて参りますと一万七千七百七十五円になる。そこでつまり改訂前におきましては、比較いたしますと、本俸におきまして道府県一般職員は五百四十六円の差が出て来る。改訂後におきましては、一月から又ベース・アップがあるわけでござい

ますから、六百二十九円の単価になつて来る。六百二十九円の単価の開きが出て参る。市町村につきましても同様な一般の警察消防職員におきまして、改訂前におきまして七百十六円、改訂後におきまして八百二十三円、つまり二十六年十月におきまして道府県におきまして三百四十八円、市町村にお

は五百七十六円の開きがあつたとされ
たものが、そのまま現在では調整を加
えておるわけでございますが、調整を加
えなかつたといひました場合に、現
在の財政計画を算定いたしました基礎
単価の間にどれだけの開きがあるかと
いうのを見て参りますと、当時三百四
十八円或いは五百七十六円と推算され
たものが、本俸におきまして現在では道
府県におきましては改訂前が五百四十
六円になり、改訂後におきまして六百
二十九円にふくれて参り、市町村にお
きましては七百十六円が八百二十三円
にふくれて参るといふことではござい
ます。これを基本給に置き直して考えま
すと、御承知のように、本俸と扶養手
当、勤務地手当でございますが、基本
給の計算でやつて参りますと、その三
段目の端に書いてありますように、
道府県一般職員につきましては改訂前
に六百二十三円、改訂後におきまして
六百九十円、市町村一般職員は改訂
前が八百二十三円、改訂後が九百十一
円、警察消防職員におきまして、改訂
前が八百十八円、改訂後が九百五円と
開いて参るといふことではございます。
で、この二つの表の昭和二十八年年度
における基本給総額の調整を加えた場合
と加えなかつた場合の比較、これは今
の単価を加えまして、所要人員を乗じ
まして弾き出したものであります。が、
その九と三と書いておられますのは、九
ヶ月は改訂前の単価を使い、三ヶ月は
ベース・アップが行われますので、改
訂後の数値を使つておられるわけでは
ございませう。その後を比較いたしますと、そ
の表の一番最後に比較して書いてござい
ます合計のところが比較の六十六億三
千九百万円というのが調整を加えな

つたとした場合と、加えた場合との差
額でありまして、六十六億円というの
が計算上出て参るといふことではござ
います。で、その備考には今私の御説明
申上げましたようなことを書いておる
わけではございませう。ただ実際の給与が
どうなるかといふことではございませ
うが、これは二十六年でございませう
が、非常に詳しい調査を行つたまま
になつておられます。現在ではそれに
類似するような詳しい調査がございま
せんので、実は実際の単価との比較は
ここでお示し得ないのでございませう
けれども、実際にそれと各地方団体
で当時政府が希望いたしましたような
調整をいづく行なつておられるよう
でございますので、この六十六億とい
ふ数字は実際はもつと縮まつておるだ
ろうといふことが言えるのではないかと
思ひます。

教育関係の公務員につきましては資
料を計上いたしておられます。これは
本年度から行われまして義務教育費
庫負担法の実施によりまして、義務教
育費につきましては、義務教育に従事
する職員につきましては、それと実
際に支給した額の半分を国庫が負担し
ておられるわけではございませう。その場合に
基礎となりまして実額をとりまして、財
政計画上の単価と比較いたしますと、
大体見合つておられます。大きな差は
ない。殆んど現在ではもう差がなくな
つたといふことも言えるのであります。
と申しますのは、小学校、中学校の間
において若干の差がございませうとい
ふのであります。大体平均いたしま
すと、差異はなくなつたのじやないか
といふことが言えるのでございませう。
基本給単価の比較と書いてございま

すのは、これは道府県職員、市町村一
般職員につきましては、今年の地方財政
計画に地方財政交付金が五十億円追加
になりました際に、財政計画上の給与
単価を調整をいたしましたのでござい
ます。が、このときの調整の仕方をここにあ
らかた書いておいたのでございませう。
現に御説明申上げますと、昭和二十八
年度の平均単価を、道府県一般職員と
書いてあります場合は昭和二十八年
平均単価、調整を加えた場合といふの
が、これが採用しておる単価でござ
います。が、その欄を見て頂きますと、
国家公務員平均単価一万六百七十六円、
これは二十八年年度の国家公務員の予算
上の平均単価でございませう。これは六
千七百九十七円といふのが二十六年の
十月一日現在の一般公務員の実績単
価でございませう。それから六千五百一
十円と申しますのが、これが道府県の同
じく十月一日現在の実績単価でござ
います。実績単価の比較をしますと、
国家公務員の平均単価に乘じまして、二
十八年度の平均予算、地方財政計画上
の平均予算単価を算出したのであり
ます。市町村一般職員につきまして
も同様の係数を出しておられます。こ
うしてこういう数字を基礎にいたしま
して、先ほど御説明申上げました第一表
の表をそこに積算いたしたのでござ
います。

てであります。これはどういふ資料
によつてきめたか、文部省との折衝は
一体どういふようになっておるか、文
部省の考へておる単価といふものは、
いわゆる教育委員会あたりからとつて
おる資料に基いた……、その間に開
きがないか、その点なんでもございま
す。

○説明員(柴田護君) 財政計画上の単
価を積算いたします場合には、開きが
あると私が申上げましたのは、これは
御承知のように、国家公務員の教育公
務員につきましては、義務教育費国庫
負担法が適用されておるわけではござ
いますので、その実績が財にかなつて
おるわけではございませう。この実績の所
要総額とそれから財政計画上の数字
を、この財政計画上の単価と比較いた
しました場合、その所要額につきまし
ては殆んど差がない。から教育公務員
につきましては給与費の計算は、大体現
状で所要額が計算されておるといふこ
とに相成るのであります。そのときに
文部省に直接連絡と申しますか、財政
計画上の問題として連絡いたしてお
りませうけれども、義務教育費国庫負担
金などのくらしい出されているかとい
ふことにつきましては、それと数字を
もらつて来ておられます。それによつ
て比較検討いたしておられます。

○若木勝蔵君 自治庁の財政計画にお
けるところの小学校の場合、改訂前の
基本給の単価は幾らでございませうか。

○説明員(柴田護君) 小学校の単価は
改訂前が一万四千四百円でございま
す。

○若木勝蔵君 改訂後は……。

○説明員(柴田護君) 改訂後は一万六
千八百円でございませう。

○若木勝蔵君 そうすると、一万四千
四百円といふふうなものは、これはい
つ現在になりますか、計画を立てた当
時になりますか。

○説明員(柴田護君) 修正前の地方財
政計画上の基本給の単価が一万四千
四百円でございます。

○若木勝蔵君 この点が従来から實際
実績に合わない場合が多いのですよ。
文部省の場合は、地方の教育委員会か
らとつた集計だから、これは割合に実
態に近いものと私は考へるのですが、
ところがそれと自治庁のはの財政計
画における単価のとり方の間にずれ
がある。そこで非常に地方財政に矛盾
が出て来る。これは在来からの問題で
す。今回も恐らく殆んど差がないとい
ふようなことを言つておられるけれど
も、私は実際と計画との間においては
差があると思つておる。この問題は財
政上において今後問題になつて来る
と思うのですが、それはどうですか。

○説明員(柴田護君) 先ほど御説明申
上げましたように、現実に文部省から
出されます義務教育費国庫負担金とい
うのは、実際に各都道府県が教員に対
して支払います給与額といふものの半
分を支給しておられるわけではござ
います。それから積算いたしますと、その額の
所要総額と地方財政計画上の所要総額
と見ておられますものは、ほぼ一致し
ておられると見ておられるわけでは
ございませう。で、財源措置といひま
すので、財源措置を財政計画上の単価とし
て使ひましても、別段そこに大きな差
異は見られない、大体一致しておる
といふことを申上げたのであります。

○若木勝蔵君 それで実際と計算が合
いますか。

○説明員(柴田護君) 大体合つており
ます。

○若木勝藏君 実際にはそれは合わないのじやないかと思ひます。それは机上の計算から来る合ひ方であると思ひますが、そういうことについてどうですか。

○説明員(柴田護君) 文部省のほうは実績でございます。財政計画は、おつしやるように机上の計算で平均単価を出してやつておるわけでございまして、その平均単価から積算いたしました給与費の総額というものと文部省で実際に負担し支払つておる額というものは、半額負担でございまして、その額を二倍するわけでございまして、ほぼ一致しておるということで、その大きな差はないというように思つております。

○若木勝藏君 その点は、文部省がここにおらないのだから、いずれ私はこの点を文部省に調査して、開きがあつた場合には、自治庁として、或いは平衡交付金とかその他によつて相当考慮してもらわなければならぬが、これは残念ながら文部省を呼んでおりませんので、これはこの程度にしておきます。

それでは伺ひますが、この単位費用の変つたところは、これはどういう原因によつて變つておるか、その点をお伺ひしたいと思います。

○説明員(柴田護君) お手許にお配りしてございます「昭和二十八年度分普通交付金の算定に適用される単位費用の新旧対照表」というのがございまして、これを便宜御覧願ひたいと思ひます。その中に、経費の種類として、土木費のうちの橋梁費というのがございまして、この橋梁費、それからその次の港湾費のうちに港湾における防波堤の

延長、それからその他の土木費中面積、その裏を見て頂きますと、第三頁にございまして、戦災復興費、それからその他の行政費中徴収費、それから災害復興費、それから市町村に参りまして、土木費中橋梁費、それから港湾費中港湾における防波堤の延長、それからその他の土木費中面積、それから六の戦災復興費、その他の行政費中徴収費、それから災害復興費、これだけにつきましては、徴収費は別でございまして、徴収費を除きまして、あとの今申上げましたものにつきましては、これは職員の設定を予想しております。この単位費用を出します場合の積算の基礎になりました標準施設等につきましては、それ、職員の設置を想定いたしましたので、この分につきましては単位費用の改訂は行いません。それから徴収費につきましては、徴収職員のベース・アップによりまして、徴収費の費用と、それからそれによりまして、徴収費の今回の地方財政計画に見込んでおりますところの徴収金の増を計算いたしますと、ほぼ同じ割合になるのでありまして、徴収費につきましては、従つてこれは単位費用を改正する必要はないということに相成つたので、改正いたしております。それから道府県教育費のほうに参りまして、道府県教育費の中の高等学校費の生徒数、これにつきましては、いわゆる教員給与の三本建に伴う改正を繰込んでおります。それから厚生労働費中の社会福祉費、それから同じく労働費につきましては、給与改訂に伴いますところの単位費用の改訂のほかに、社会福祉費につきましては、民生委員法の先般の改正によりまして、民生委

員の推薦会というものが三年に一週ずつ改選されることになりましたので、その改選の経費の三分の一を見込みました。それから生活保護費につきましては、今回の予算で生活保護費の額が殖えて参つておりますので、その部分を繰込みました。又労働費につきましては、労働費中の失業者数を測定単位といたしますものにつきましては、失業対策費の基礎になりますところの単位が八月並びに来年一月から増額されることになりましたので、その部分を単位費用の中に繰込んでございまして、それ以外のものは全部、今回の期末手当のほうの増と、それから来年から行われる給与改訂によりまして増、三ヶ月分の増額額を繰込みまして単位費用を改訂したのであります。

○若木勝藏君 そうしますと、これは単位費用額が變つても、殆んど職員の増減というように、これに關係があるもので、まあ給与改訂に關係ある部分であつて、従つてこれによつて平衡交付金を増額するということのほかに對しては關係がないということになるのですか。今度の修正予算では七十六億を増額しておる。これは全部職員の方面のベース改訂、或いは期末手当の分、そのほか単位費用の改訂によつて平衡交付金を増額しなければならぬような場合に關係を持たんかどうか、その点をお伺ひいたします。

○説明員(柴田護君) 御質問の趣旨をちよつと了解いたしかねるのでありますけれども、この単位費用で以てまして、今年度の財政計画に示されました七十六億を更に増加いたしました平衡交付金、つまり千三百七十六億円の平衡交付金を配りまして、不足すること

はないと考えます。

○若木勝藏君 私の聞いておるのは、七十六億というのは給与改訂に伴つて必要になつて来た額である。ところがこの単位費用額が變つて来るでしよう。給与改訂に關係のないものがあれば増額されて来なければならぬ。そういうことがあるかないかということ

○説明員(柴田護君) お尋ねの趣旨は、恐らく、社会福祉費や労働費の単位費用を若干變えておりますので、そういう御質問があつたのではないかと申ひますが、大体今回の単位費用の改訂を行つたものは、殆んど全部が給与關係の給与の改訂並びに期末手当の増額に伴いますものだけを繰込んでおりました。ただ先ほど申上げましたように、民生委員の推薦会に要する経費、或いは生活保護費と労働費の三つだけを同時に繰込んでございまして、この部分は七十六億の平衡交付金の額はさういふものを全部繰込みまして、修正地方財政計画を組みまして、その結果出て来たものが七十六億でございまして、勿論その主要なものは給与改訂の経費でございまして、その中に全部繰込まれてございまして、この単位費用を使いまして平衡交付金を配分いたしました。別段現在の七十六億の平衡交付金にどうということはないのであります。

○若木勝藏君 そうなつて来るという、問題なんです。我々は七十六億というのには給与改訂について考えられておると承知しておる。ところが今のような部面も含んで七十六億ということになれば、これは七十六億を給与改訂のために増額したということになら

ん。この点長官から一つ伺ひたい。

○國務大臣(塚田十一郎君) それはもう大部分が給与改訂であることは間違いないのでありますけれども、七十六億という数字を出しましたのは、この財政計画に則つてプラスの支出増と、それからそれに見合う税収その他の本来の財源の増と、それを比較検討いたしましてその不足分を平衡交付金で賄うという形で七十六億が計算で出たのでありますから、只今柴田護君が申上げましたように、これは支障はないのであります。どうぞその点御了承願ひたいと思ひます。

○若木勝藏君 そうしますと、給与改訂關係外の一部分のものに對しては、平衡交付金ほどのくらの見合ひになりますか、この点をお伺ひいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は最初に地方財政計画を御説明申上げましたときに申上げたと思うのでございまして、修正地方財政計画の中に、先ほど柴田護君が説明をいたしました、只今の生活保護の關係とか民生委員の改選の關係とかは、すべて国庫負担金の増減に伴う経費の増減というものの中に入つておるのであります。そういうものと、給与關係の経費、或いは学校の増築關係の経費とか、道路舗装關係の経費とか、そういうものをすべて積算をいたしまして、結局今回は地方負担として百四十五億が必要である。それに対して地方税の五十四億七千万、地方財政平衡交付金の七十六億、地方債の十五億と、こういうもので処理するようになつてゐるわけであります。この点は、従つて先ほど来いろいろお話をございしましたが、基準財政需要の

算定の基礎になりますのは、税と地方財政平衡交付金、即ちこの二つの一般財源を以て支弁すべき種類の経費について考へておるわけでございます。平衡交付金の額だけで単位費用が出て来るのではないのであります。地方税と平衡交付金両方の一般財源で支弁するものの費目についてし単位費用を出しておるのではありませんから、その点は御心配ないと思ひます。

○加瀬完君 もう一つ長官に伺いたいのですが、地方自治団体の財政が許すならば、国家公務員でまづつております一・二五にアルファを加へることも又自由であると思ふのです。こういう場合に、将来平衡交付金の交付に當つていゝゆる調整率を強く働かせるというふうなことはないか。

○國務大臣(塚田十一郎君) 現実にそれは財政が許すならばプラス・アルファも自由であります。併し自治庁がいろいろな財政計画の上で計算をいたしますときには、そういう現実な数字を大きい面も小さい面もとつておるのではなくて、或る理論数字をとつておるのではありませんから、そういうことが行われたことによつて調整率を適用するということはお考へておりません。

○加瀬完君 了解。

○堀末治君 この辺で質疑を打切つて討論採決に入つたら如何ですか。(賛成)と呼ぶ者あり。

○加瀬完君 長官にもう一つ伺います。公共企業体或いは国家公務員にそれ／＼の予算のやりくり等で実質的なプラス・アルファを加へるようなことがありました場合は、同様に地方公務員も取扱うような御用意がございいますか。その点伺います。

○國務大臣(塚田十一郎君) その点は先ほど若木委員から仮定の質問としてお聞きがありましたので、私からも、その場合には地方公務員の給与は国家公務員に準じてという本来の考え方から従つて、やはり同じように支給しなければならぬ、こういうふうに考へております。

○委員(長内村清次君) 速記をとめて。

○委員(長内村清次君) 速記をとめて。

○委員(長内村清次君) 速記を始めて。

○國務大臣(塚田十一郎君) 先ほど一応はお答えいたしましたのであります。が、なお重ねてお答え申し上げます。今度実は私も郵政と電通を所管しておりますのでございまして、公企労法適用職員は今度の団体交渉の線を考えます場合に、最も心配をいたしましたのは、団体交渉の結果、どういふ線が出るかということによつて一般公務員に波及するということをも重大な考へ方のポイントとして問題を考へておつたわけでありまして、従つて一般公務員に波及するといふ線は絶対に出不さないう、こういうことになつておるわけでありまして、従つて公企労法適用職員を今度の一・二五の線まで持つて行つたことが、あれはあれの基本的考へ方として、政府が発表しております一般公務員に劣らざる待遇といふことの考へ方を基本にして、一・二五といふ線を出したのであります。それ以上には若し出すことがあれば、一般公務員に波及するから絶対に出不さないう、こういうことでも私も団体交渉に當つたわけでありまして、そういうことは絶対に自分としてはあり得ない。又そういう

うようなことがありますならば、私としては断固考へ方として反対をしなければならぬ、そういう考へ方をしておるわけでございます。

○若木勝蔵君 これは我々いろいろ聞いているところの線では、仲裁裁定関係においては、一・二五プラス・アルファ、これはいろいろ含みで以て団体交渉の結果まとまつたようでありまして、けれども、とにかくそれ以上出るだろうという見通しはある。そうなりますと、一般公務員は一・二五で以て抑えられておることは甚だ不当だと思ふ。そこでその点について先ほど来、仲裁裁定関係も取扱われておるところの、そして閣僚の一人であるところの長官に伺つたのですが、長官はどこまでもあれに間違いないといふ責任を負われるのであれば、私は直接の責任者であるところの副総理を呼ばなくてもこれで了承したいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはまあ責任を負ふということになります。と、どうしても担当の大臣を呼んで頂かなければ……。ただ私としてはそういう考へ方で自分は公共企業体及び郵政特別会計の公企労法適用職員の措置を考へたのであるからして、若しこの点が崩れるということになれば、又その点を別に考へなくともならぬ。そういう意味において自分としては今申し上げた通り、又そういうようなものが今後閣内において問題になる場合には、自分としてはそのつもりで一方を扱つたのだから、断固反対をしない。こゝを、考へ方だけを申し上げたわけでありまして、これは責任を持つということとは、立場上の限度があるということとを

一つ御了承願つておかないと、非常に越権の行爲になりますから、その点は御了承願ひます。

○若木勝蔵君 どうもそうなつて参ります。と、副総理を呼んだほうが私ははつきりするだろうと思ふ。その点を委員長お諮り願ひたいと思ひます。

○松澤兼人君 今若木君からお話が出ましたけれども、一応その問題はあとで考へることにして、塚田國務大臣は一般職の国家公務員及び現業なり或いは又は公社といふものを一緒に所管しておられる、その範囲内においては、それは片方が上れば片方に必ず波及するといふことを心配せられておることよくわかります。併しまあ正式に国鉄などの話を聞きますと、一・二五プラス・〇・一、これは確実に国鉄でござつた。そのほかはまあ含み的な話ですが、一・五といふものは確保できる。これは併し必ずしも十二月中ではなく、年度内に業績を挙げた場合には考へよう、こういう含みがある。こういうことを正式に国鉄の幹部のかた／＼から聞いたわけなんです。塚田國務大臣が所管しておられる公社及び現業の線では或いはそういうことではないかも知れない。併し国鉄のほうにまあ電通や或いは現業などよりはむしろかしいといわれていたところで、そういう線が出て来たとしたら、それは何かやはり電々公社なり或いは現業に一・二五プラス何が出るといふべきものだろうと思ふ。その場合、国家公務員一般職の人たちの線が崩れて来ることの心配は御尤もと思ひますけれども、実際に崩れて来た場合は何とかして頂かなければ不均衡になつて来る。こういうことで

一つ責任があるかないかわかりませんが、私も一つ若しなつた場合にはよろしく願ひたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) その点は先ほどから御質問を受けて、それはそういう国家公務員が何か又特別の措置があるという場合には、これはどこまでも地方公務員を扱つておる私として、又国家公務員と同じ措置を考へなくちやならない、こういうふうに考へておるといふことを申し上げたわけでありまして。

○若木勝蔵君 その点がはつきりすれば、私もあえて副総理まで呼ばなくてもいいと思ひます。

○委員(長内村清次君) 先ほどやはり塚田長官は断固反対するとおつしやるものであります。それで反対するといふ言葉が非常にやりにびびりたわけであつて、只今のような答弁であつたならば、当然やはり国家公務員の給与がよくなれば、それに準じて地方公務員にやるといふような、その努力が見られさえすれば、問題なかつたと思ひましたから、これでいいと思ひます。

○若木勝蔵君 私は質疑を打切ることには異議ありませんけれども、ただ採決に入るということになれば、こゝういふ点を考慮しなければならぬ。今人事委員会においてこの法案の基礎になるところの改訂についてやつておるのであります。これがまだ採決にならない前に、こゝのほうを先に採決するといふことはこれはどうもおかしいじやないか、こゝを考へられるわけですか。だから質疑打切りをやつて向うの様子と合せて行くならば差支えない。これは余違ひが出て来る。

○委員長(内村清次君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め

別に御発言もございませんようです
から、質疑は尽きたものと認めて御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) 異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたは、それ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。
なお修正意見がございましたら討論中
にお述べを願います。

○若木勝蔵君 私は社会党第四控室を代表いたしまして本法案に反対するものであります。反対の理由といたしまして簡単に申し上げますが、我々は公務員の生活の安定のためにはどうしてもベース改訂において最低限度人事院の勧告の完全実施ということを主張しておるのであります。ところが政府の改訂案というものは、表面人事院の勧告の線に沿うごとくに見せておいて、実は地域給をこれに繰り込んで、そして改訂して行こう、地域給の格下をやつてこれを繰り込んで、人事院の線に沿おう、こういうように極めて私はごまかしが多いところの法案であると思ふ。これが一つ。

それからもう一つは、我々は三本建のあの法律というふうなものは、これは教育を破壊に導くものである、このために反対して来たのでございます。これはまあ前国会でも論議したが、明白である。本法案はこの二つの我々の反対の上に立つておるところの一つの

法案である、そうしていわゆるこれを基礎として単位費用を算定しておる、こういうものでありますので、私はこの法案に対しては絶対反対するものでござります。簡単に申し上げました。

○松澤兼人君 私は社会党を代表いたしましてこの議案に対して反対をいたします。反対の理由は只今若木君が申された点とはほぼ同様であります。現在官公職員は一万八千八百円ベースというものを要求しております。取りあえずとしては人事院勧告の完全実施という立場に私たちは立つて、予算の組替等についても左右両社会党が一致して要求しておるわけでありまして、ところが現在政府のやろうとしているベース・アップは、単に時期的にずらしてあるといふことばかりでなくつて、ベース・アップの内容そのものが今若木君が指摘されましたように極めてここに欺瞞的なものがありまして、現在我々が審議しております十二月三十一日に零級地をなくして翌日から再び一級地を全部削つてしまふ、格下をやる、こういうこととあります。併し地域給という制度がある限りにおいては、一旦上げられてなくされたもの及び現在一級地であるものがなくされたまま黙つておるというところは到底考えられませんが、今後更に地域給是正の運動を全国に亘つて展開するであろうといふことが考えられるのであります。

そういう内容を包含されておりますベース・アップというものに、私どもは賛成できません。と同時に、これも若木君から申されましたように、私たちはいわゆる三本建案というものには反対であります。これは教育の國家的な意義といふことを考へて、単に学校

が違ふというだけで給与に差別を付けるべきではない、こういう見地から過去において闘つて来たのでありまして、それを含み単価の改訂の問題につきましては反対であります。なお、私どもはこういうごま切りのやり方であつてはいつまで経つても地方財政といふものは確立しないということを考へておるものであります。これは特例的な扱いをすべきでなく、むしろ根本的に平衡交付金そのものを検討して行くべきである、こういうことも含めて、議案に対して私どもは反対の意思を表明したいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案について採決いたします。昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内村清次君) 多数でございます。よつて昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長のお口頭報告の内容は本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内

容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして委員長が議院に提出する報告につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決したかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

石村 幸作 堀 末治

伊能 芳雄

高橋進太郎 西郷吉之助

小林 武治 長谷山行毅

○委員長(内村清次君) 御署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め

それでは一応休憩いたします。

午後六時二十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕